

2003年度日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー

法務総合研究所国際協力部

教官 森永太郎

2002年度の第1回本邦研修に引き続き¹、第2回目のインドネシア本邦研修を2003年6月9日から7月4日までの約1か月間、国際協力部と国連アジア極東犯罪防止研修所において実施した。今回のテーマは「紛争解決のための効率的な法律・司法制度」であったが、合計17名のインドネシア司法関係者が参加した（研修実施要領・日程・参加者については別添のとおり）。

インドネシアにおいては、司法の独立と法の支配の確立を目指した改革がまさに進行中であり、その成果として、これまで司法省が有していた下級裁判所の司法行政権の最高裁判所への委譲を1年後に控え、更に憲法裁判所の発足を間近に控えていた時期であった。

もとより、インドネシアの司法改革への道は決して平坦なものではない。本研修の実施要領でも触れられているとおり、同国は、司法関係者を含む公務員の汚職、上位法規と下位法規の矛盾、あるいは判例公開の不十分さなど、現に様々な問題を抱えており、手続、判断の不透明さが同国の司法に対する国内外の信頼に深刻な影を落としている。また、同国では、上訴制度及びADR諸制度の不備に起因して、裁判所、特に最高裁判所の未済事件数が極度に増加しており、その解消が緊急の課題となっている。

このような状況の下で、今回、インドネシア側司法関係者は、司法の独立と透明性及び効率性、さらには裁判所の未済事件解消に資すると考えられる上訴制度の合理化及び代替的紛争解決手段（ADR）としての和解、調停の制度の整備に大きな関心をもって研修に臨んできた。

当部においては、これらインドネシア側の関心に応えるべく、日本における司法の独立と公正さ、透明性を確保する手段に加え、上訴制度やADR関連の諸制度の紹介を研修の中心テーマとし、かつ、国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）が主として講義等を担当した刑事分野では、汚職防止に関する講義等をプログラムに盛り込んだ。また、一方的な日本側の制度紹介に終始することを避け、双方の間で建設的な議論が交わされ、かつ、日本の司法関係者等にもインドネシア司法の現状が広く認識されるようにするため、インドネシア司法の現状及び司法改革の進捗状況についての公開発表会を実施した。

なお、紙幅の関係上、本号ではインドネシア側の発表ペーパーを掲載することができなかったが、インドネシアの民事訴訟手続における日本との比較と問題点に関しては、本号に当

1 第1回研修の報告については本誌ICD NEWS第8号（2003年3月号）に掲載している。

部山下教官の報告があるので、これをもって研修の報告とすることとしたい。

研修員はいずれも高い意欲を示し、熱心に講義に耳を傾け、かつ、日本側講師等との間で極めて活発な議論を展開した。研修の最終段階で、各研修員に評価を求めたところ、反応は様々であったが、「日本のADRの制度を学んだことは今後の自分の職務にとって極めて有益である」、「高度の司法の独立性と廉潔性を確保している日本の制度及びその背景にある司法の歴史と法文化が大変興味深く、今後のインドネシアの参考になる」など、肯定的な意見が多く、本研修は所期の目的を十分果たしたものと評価しうると思われる。

最後に、研修終了後、研修員の一人であったインドネシア最高裁判所判事のルフヤル・カパー博士が、同国の雑誌に日本についての所感を表した記事を掲載された。同博士は短い滞在内に、学者出身の判事ならではの冷静な、しかし同時に何とも暖かい眼で日本の日常社会を観察され、極めて格調の高い文章で我が国についての感想を述べられている。本誌に訳文を掲載させていただいたが、興味深く、かつ貴重な記事であると思われるので、是非一読されることをお勧めしたい。

日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー実施要領

法務総合研究所国際協力部

1 実施期間

平成15年6月9日（月）から同年7月4日（金）まで

2 研修の目的

インドネシア共和国においては、与党ゴルカル党及び軍部の影響力を背景に約32年間続いたスハルト政権が、1997年のアジア経済危機を契機とした、ファミリー企業や大統領への権限集中に対する批判の高まりにより、1998年5月に崩壊した。そして、1999年10月開催の国民協議会では、大統領への権限集中の是正、地方分権の促進などを通じて民主的で公正な社会を実現することが決定され、司法の独立と法の支配の確立が最も重要な課題の一つとして取り上げられるに至っている。

同国においては、特に法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、司法関係者の汚職や判例公開の不十分さ、上位法規と下位法規との矛盾等が指摘されている。このような状況を踏まえ、現在、同国においては、民事・刑事の実体法及び手続法の改正、司法の独立を確立するための司法制度改革、破産法、知的財産権、独占禁止法などの経済関連法の改善等、様々な改革が進められており、そのため、日本の法制度に関心を抱き、我が国に対して支援を要請してきている。

同国関係者は、上記諸改革を実現するため、特に、日本の和解・調停制度、裁判外紛争処理（ADR）、上訴制度、事件管理、汚職対策などに強い関心を示していることから、今回はこれらに関するインドネシアの状況を把握するとともに、日本の制度及びその運用の紹介や比較法的検討を行うこととし、本セミナーを実施するものである。

3 セミナーの経緯

法務省法務総合研究所では、インドネシア共和国の要請を受け、平成13及び14年度、国際協力事業団（JICA）の短期専門家として教官延べ3名を同国に派遣し、同国法制度の基礎的な調査を実施するとともに、日本の法制とその運用を紹介し、併せて、インドネシア法制との比較を行う内容の現地セミナー及び本邦におけるセミナーを開催した。今回のセミナーは、これらに引き続き、インドネシア法制改革に資するため上記のとおりテーマを絞って実施するものである。

4 研修のテーマ

公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究

5 研修員

インドネシアの裁判官，検察官，弁護士，法務人権省の職員など16名

6 研修の実施

内 容： 講義，共同研究及び見学等

場 所： 法務総合研究所（東京，大阪）

講義時間： 10:00～12:30，14:00～17:00 （適宜の休憩を含む。）

方 法： 英語（日本語による講義の場合には通訳あり）

日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー日程表

(全部に教官1名以上が必ず出席・補佐する。有用なビデオは前日に教官が説明しつづす。)

2003/7/4現在

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 16:30	17:00	備考
6 / 月 9		部長あいさつ・自己紹介・意見交換 (本セミナーでの自己目標) 国際協力部教官全員 (進行役山下)	日本の統治機構, 法務省の機構と役割 国際協力部 部長 田内正宏 (終日: 国際会議室)		OSIC 宿泊
6 / 火 10		日本の司法制度, 裁判所制度, 司法権の独立 国際協力部 教官 森永太郎	日本の法曹養成制度の歴史と現状 教官 三澤あずみ (終日: 国際会議室)		OSIC 宿泊
6 / 水 11		日本の民事第1審手続の流れ (ビデオ使用) 国際協力部 教官 森永太郎 三澤あずみ	13:30 日本の民事第1審手続の流れ (ビデオ使用) 表敬 国際協力部 (終日: 国際会議室) 大阪高検検事長 教官 森永太郎 三澤あずみ		OSIC 宿泊
6 / 木 12		カンントリーレポート インドネシアの民事訴訟運営における課題 (問題点と改革の動向) インドネシア最高裁判事リフヤル・カパー, ハイラニ・アブドゥル・ワニ	カンントリーレポート (終日: 国際会議室) 司法改革関連 (特に包括的な改正裁判所法) の法案起草・審議状況・問題点 インドネシア法務人権省スピアンタ・マンダラ, テュティ・トリハステューティ		OSIC 宿泊
6 / 金 13		総括質疑応答 国際協力部 教官 (於: 国際会議室)	神戸地裁見学 (民事の法廷傍聴, 裁判官の説明) 引率: 国際協力部 教官 三澤あずみ (於: 神戸地裁)		OSIC 宿泊
6 / 土 14		休み			OSIC 宿泊
6 / 日 15		休み			OSIC 宿泊
6 / 月 16		上訴制度の歴史と改革 (上訴制限の観点を含め) 九州大学法学部 教授 川嶋四郎	同左 (質疑応答中心) 九州大学法学部 教授 川嶋四郎 (終日: 国際会議室)		OSIC 宿泊
6 / 火 17		民事事件における和解・調停による解決 大阪地方裁判所第10民事部 裁判官 徳岡由美子	同左 (質疑応答中心) 大阪地方裁判所第10民事部 裁判官 徳岡由美子 (終日: 国際会議室)		OSIC 宿泊
6 / 水 18		簡易裁判所と少額訴訟 (含む見学), 手続の改革と現状, 司法委員との懇談 大阪簡易裁判所 (終日: 大阪簡裁)			OSIC 宿泊
6 / 木 19		日本の弁護士制度・自治 弁護士 飯島奈絵	カンントリーレポート (終日: 国際会議室) インドネシア弁護士制度とその改革 インドネシア弁護士フタガルン・マイケル		OSIC 宿泊
6 / 金 20		民刑事事件における弁護士の役割 弁護士 小林和弘	弁護士制度関連の質疑応答中心 弁護士 小林和弘 (終日: 国際会議室)		OSIC 宿泊
6 / 土 21		休み			OSIC 宿泊
6 / 日 22		休み			OSIC 宿泊

月 日	曜	10:00	14:00	17:00	備考
				16:30	
6 / 23	月	東京へ移動	15:30 UNAFEI 着・オリエンテーション		UNAFEI 宿泊
				(終日：アジ研)	
6 / 24	火	汚職撲滅における世界的動向 国連アジア極東犯罪防止研修所 教官 千田恵介 (終日：アジ研)	日本の刑事司法制度 1 国連アジア極東犯罪防止研修所 教官 田辺泰弘		UNAFEI 宿泊
6 / 25	水	日本の司法改革 司法制度改革推進本部事務局 企画官 菊地 浩	カントリーレポート (インドネシア検察の直面する問題点) (終日：アジ研) インドネシア最高検察庁検事ロームルヤティ・ラクスマ・ インドリヤ、高等検察庁情報課長アグス・プディジャルト		UNAFEI 宿泊
6 / 26	木	日本の刑事司法制度 2 国連アジア極東犯罪防止研修所 教官 三浦 透 (終日：アジ研)	東京地裁見学 (刑事法廷傍聴、裁判官との座談会) アジ研教官 (於：東京地裁)	17:00 所長あいさつ	UNAFEI 宿泊
6 / 27	金	マナーロンダリング関連 金融庁 特定金融情報室長 水野哲明	アジ研での総括質疑応答 アジ研教官 (終日：アジ研)		UNAFEI 宿泊
6 / 28	土	休み	AD-HOC 講義 日弁連による統一的な弁護士会の運営について 弁護士 矢吹公敏, 湯川 将, 平石 努		UNAFEI 宿泊
6 / 29	日	休み			UNAFEI 宿泊
6 / 30	月	司法研修所見学 (於：司法研)	最高裁判所見学 (含む秘書課長表敬) (於：最高裁)		UNAFEI 宿泊
7 / 1	火	大阪へ移動			OSIC 宿泊
7 / 2	水	裁判所の民事事件管理、書記官の役割 大阪地方裁判所 民事訟廷管理官 塩津 修, 民事訟廷庶務係書記官 鎌田 浩	同左 (質疑応答中心) (終日：国際会議室)		OSIC 宿泊
7 / 3	木	裁判外紛争処理 (ADR, 仲裁制度中心) 弁護士 折田 啓	同左 (質疑応答中心) 弁護士 折田 啓 (終日：国際会議室)		OSIC 宿泊
7 / 4	金	総括質疑応答 国際協力部教官	評価会・閉講式 (終日：OSIC)		OSIC 宿泊

日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー参加者名簿

LIST OF PARTICIPANTS FOR COMPARATIVE STUDY ON JUDICIARY SYSTEM,2003
(EFFICIENT LEGAL AND JUDICIARY SYSTEMS FOR DISPUTE SETTLEMENT)

1	リフヤル カバー (リフヤル) Mr.Rifyal KA' BAH Justice, The Supreme Court 最高裁判所判事
2	ハイラニ アブドゥル ワニ (ハイラニ) Ms.Chairani Abdul WANI Justice, The Supreme Court 最高裁判所判事
3	イ グスティ アゲン スマナタ (アゲン) Mr.I Gusti Agung SUMANATHA SH Assistant to the Deputy Chief Justice of Private Affair, The Supreme Court 最高裁判民事部副長官付調査官
4	プリム ハルヤディ (プリム) Mr.Prim HARYADI SH MH Justicial Judge, The Supreme Court 最高裁判調査官
5	リリック プリスバウォ アディ (リリック) Mr.Liliek Prisbawono ADI Judge, District Court of Cibinong チビノン地方裁判所判事
6	ロームルヤティ ラクスミ インドリヤ (ラクスミ) Ms.Laksmi Indriyah ROHMULYATI Public Prosecutor, The Attorney General Office 最高検察庁検事
7	ハルトノ ネヴァ サリ スサンティ (ネヴァ) Ms.Neva Sari Susanti HARTONO Public Prosecutor of Special Assistant for Attorney General, The Public Prosecution Service 最高検察庁長官特別補助官付検事
8	アグス フディジャルト (アグス) Mr.AGUS Budijarto SH Chief of Intelligence Production Section, High Public Prosecution Office 高等検察庁情報課課長
9	ウィボウォ ダナン スルヨ (ダナン) Mr.Danang Suryo WIBOWO Staff of Education and Training Overseas Division, The Center of Education and Training of The Public Prosecution Service 検察教育研修センター海外教育研修課事務官
10	スビアンタ マンダラ (スビアンタ) Mr.Subianta MANDALA Legal Advisor for International Commercial Dispute Resolution, Directorate General for Legal Administrative Affairs, Ministry of Justice and Human Rights 法務人権省法運営局国際商事紛争解決調査官
11	フィキ ナナ カニア (フィキ) Ms.FIQI Nana Kania SH MH Legal Drafter, Directorate General of Legislation, Ministry of Justice and Human Rights 法務人権省法制局局付
12	マーフディヤ Ms.MAHFUDIYAH SH Legislative Drafter, Directorate General of Legislation, Ministry of Justice and Human Rights 法務人権省法制局局付
13	テュティ トリハステュティ (テュティ) Ms.Tuti TRIHASTUTI Staff of Legal Planning Center, National Law Reform Agency, Ministry of Justice and Human Rights 法務人権省司法制度改革局企画センター事務官
14	パルトセドノ ウィガティ (ウィガティ) Ms.PARTOSEDONO Wigatiningsih Partner, Widodo Mudjiono and Partners 弁護士
15	ヤジッド タヒール ムサ ルットフィ (ルットフィ) Mr.YAZID Tahir Musa Luthfi Managing Partner, TM Luthfi Yazid and Partners Law Firm 弁護士
16	フタガルン マイケル (マイケル) Mr.HUTAGALUNG Michael Litigation Lawyer, Law Offices of Ronggur Hutagalung and Associates 弁護士
17	アリフ クリステオノ (アリフ) Mr.ARIF Christiono Head of Sub Directorate of Law Enforcement and Legal Services, Directorate of Law and Human Rights, BAPPENAS 国家開発計画庁法務人権局法執行・法務副局長

【研修担当/Officials in charge】

教官/Senior Attorney 山下輝年 (YAMASHITA Terutoshi), 教官/Attorney 森永太郎 (MORINAGA Taro)
主任国際協力専門官/Administrative Staff 戸根省吾 (TONE Shogo),
国際協力専門官/Administrative Staff 中川浩徳 (NAKAGAWA Hironori)

本稿は、2003年6月の第2回日本・インドネシア司法制度比較セミナーに参加したインドネシア最高裁判事リフヤル・カバー氏が、帰国後、彼が関係するイスラム団体の情報誌に日本の印象記を寄稿したものです。原文はインドネシア語で書かれていましたが、同セミナーを共同で実施した国連アジア極東犯罪防止研修所に勤務する柳沢久美子さんに翻訳していただきましたので、ここに掲載することができました。

両名のご厚意に対し深く感謝し、この場を借りて御礼申し上げます。

日本人から学ぶ



インドネシア最高裁判所判事

リフヤル・カバー (Rifyal Ka 'bah)

翻訳 国連アジア極東犯罪防止研修所勤務

柳 沢 久 美 子

「彼らはあちこち地上を旅したことがないのか。そうすれば、悟る心も聞く耳も備わっただろうに。まことに、目が盲目なのではなくて、胸の中の心が盲目なのである¹。」 <22巡礼の章 46節>

上記の（コーランの）一節は、イスラム教徒に旅をすることを求めている。その旅は、乗り物なしでも、各種の乗り物に乗ってでも、どちらでもよい。古今、人類は折にふれて旅をしてきた。観光旅行、ビジネス、外交、留学その他。しかし、宗教戒律の中に旅が含まれているのは、人々が他人（他民族）の経験から学ぶためであるということを理解している者は、多くはない。

コーランは、旅の中で、思考力と聴覚ならびに五官のすべてを活用することを求めている。旅は様々な目的でなされるが、旅で経験したことから学ぶという目的は忘れられてはならない。この場合、マレー語の格言に言われているように、「すべての自然は教師である」。我々が旅の中で見たこと、聞いたこと、そして感じたことには、価値ある教訓が含まれているのである。

一回の旅からでも、多くの教訓を得ることができる。例えば、訪れた国の習慣や生活様式である。インドネシア人の先達の言葉には、「池が違えば、魚も違う。野の原が違えば、葦も

1 伴康哉 訳 （中央公論社「世界の名著」15 「コーラン」p.320より引用）

違う。」と述べられている。確かに、人類は、どこに住んでいようと、考えもし、感じもする。けれども、「池（水）」と「野の原（土）」が違う故に、ある一つの社会ともう一つ別の社会の間では、特に伝統と生活様式の面で、数々の違いが存在する。まさにこの違いがあるが故にこそ、観光産業は発展を遂げたのである。旅行者がある観光スポットを訪れるのは、それが自分の国で目にするものとは確かに違っているからである。これは一般的な観光旅行においてであるが、学術的な旅行においては、それらの違いは、新しい学術的理論を生み出すことになる。

例えば、我々が日本へ旅したとしよう。我々が思考力と聴覚を活用すると、現地の空港から外へ出て最初に目にするのは、ある一つの先進文明である。我々はあらゆる所で、秩序正しさ、時間の厳守、清潔さ、高い勤労意欲といった、現代文明の象徴を目にすることになる。

一般的に日本人は英語を理解しない。おそらく彼らが必要とする情報は既に日本語で整備されているので、英語をそれほど必要としないのであろう。また彼らは、外国人が自分たちの秘密についてこれ以上知り、その結果、他民族によって征服されやすくなることを望まないのかもしれない。特に、漢字を使用する日本語は、幾千もの異なった字を持ち、その結果、外国人がマスターするのは容易ではない。そうは言っても、あらゆるものがきちんと組織されているので、頭脳と聴覚を活用できる外国人なら、直ちに道に迷うということはないだろう。外国人のために、多くの便利なものが整備されている。例えば、各種のガイドブック、地図、道路標識などがあり、旅行者が目的地に辿り着けるように案内してくれる。

第二の印象は、日本は進んでおり、西洋化されてはいるけれども、西ヨーロッパや北米の先進国のようにではない、ということである。日本特有のものがまだ顕著に見られるのである。例えば、あいさつの仕方、客人に対するもてなし、一般的な礼儀正しさなどである。

日本人は、お辞儀をしてあいさつをするが、あいさつされた側の返礼につられて、繰り返し何度もお辞儀が行われる。あいさつされた側がお辞儀を繰り返す限り、あいさつした側もまたお辞儀を続けるのである。ひょっとしたら、このような習慣は、西洋人には一般的に「時間の無駄」とみなされるかもしれない。けれども、大半の日本人にとっては、守られるべきことなのである。

我々の中には、礼拝はただアラーの神に対してのみ行なってよいものなのに、これはひとりの人物に対する礼拝と同じではないか、と判断する人もいるかもしれない。おそらく、このお辞儀をしてあいさつをする習慣は、昔は宗教的儀式の一部をなしていたと思われるが、現在ではもはや宗教とは何ら関係がなくなっている。これは、茶道についても言える。茶道は、昔は中国から来た宗教的儀式であったが、現在では他人を敬い、また身体を健康に保つための伝統として継承されている。

第三の印象は、日常会話の中で使われる様々な敬語である。どうやら、どの言語にも普通語と丁寧語が存在するようである。日本人は一般的に、日常生活の中で丁寧な言葉を選ぶ。「ありがとうございました」と「どうぞ」は、一般の色々な場所で、たいへんよく耳にする。ほんの些細なことにさえ、「ありがとう」と言う必要を感じるし、他人に譲ることを誇りとする。このようなことは、我々の国では、もはや見出すのが困難なことである。例えば、日本で我々が公共の乗り物に乗り降りする際、他の人とすれ違おうとする。そうすると、どちらか一方がもう一方の人に先に乗り降りするように道を譲り、譲られた方は、その場でお辞儀をしつつ、「ありがとうございました」と言うだろう。この、他の人に譲るという習慣は、有料道路（高速道路）においても見られる。追い越しをしたそうに見える車は、すぐに前にいる車によってその機会を与えられる。そして、追い越しをした後、運転手は、ブレーキランプの合図で、又は軽くクラクションを鳴らして、お礼を言うのである。

我々の国の習慣を考えてみると、どこの主要道路も、まるでジャングルのようにであり、もはや公共の場所で我々がお礼の言葉を聞くのはますます稀なことになってきている。どうやら我々インドネシア人にとって、日本の礼儀正しさは教訓とすべきことであるようだ。かつて、ジャカルタを訪問したあるオランダ人の大学教授が語ったことがある。「交通はその国の法秩序の反映である」と。そのオランダ人教授の言ったことは正しい。インドネシアの道路で我々が発する罵詈雑言や違反は、法の分野における罵詈雑言と違反の反映である。我々が道路で礼儀正しくし、また交通規則をしっかりと守ることができないうちは、国民・国家生活においても、礼儀正しく行動し、規則を遵守するようになれるとは期待してはならないのである。

日本人は一般的に仏教徒であるとされている。しかし、実際には、もはや仏教を深くは信奉していないか、又は、まるで宗教によって求められているかのような態度を取っている。これはちょうど、キリスト教の信者であると言われているヨーロッパ人と同様である。教会は以前と変わらず立派ではあるけれども、平均して訪れる人が少なく、ガラガラである。また、クリスマスや感謝祭のような宗教祭日は昔と変わらず祝われてはいるが、もはや神聖な宗教儀式としてではない。日本人にとっても、ヨーロッパ人にとっても、これらの宗教祭日は単に全く世俗的な意味しかない。人間関係をより緊密にするためとか、休暇を取る良い機会であるといったような。実のところ、公式に仏教を信仰している日本人でさえも、しばしば教会で結婚式を挙げ、また同時に、祭日には神道の神社にも熱心に出かけて行くのである。このような行動は、複数の日本の知識人の話によると、トレンド以上のものではなく、もはや特に宗教上の意味合いを持つものではないということである。

続いての印象は、決められた折々に、他人に対して贈り物やおみやげを渡す習慣である。大切なのは、他人を気遣う気持ちを育み、また贈り物を好む伝統を発展させるということである。日本のある女子大で教えるアメリカ人の教授は、日出づる国（日本）で成功する鍵は、

「どうぞ」と「どうも」、すなわち、他人に譲る習慣と、贈り物をする習慣である、と述べている。

よく考えてみると、その中のポジティブな面はすべて、アラーから授けられたコーランと預言者マホメットによって与えられた導きに起源を持つイスラムの教えと、なんら異なるものではない。

私はふと Jamaluddin al-Afghani と Muhammad `Abduh が100年以上前にパリで雑誌 "al-`Urwal al-Wustha" を発行した際に言った、「イスラムはイスラム教徒自身によって閉ざされた」という言葉を思い出した。ヨーロッパ滞在中、彼らは、清潔さ、秩序正しさ、高い勤労意欲、時間の厳守、オプティミズムといった、イスラムの教えの実践を目の当たりにした。しかし、彼らがイスラム教を信仰するヨーロッパ人を目にすることはなかった。この二人の名士によって導き出された結論は、イスラム教徒は、イスラムの教えを全うしてこなかったために取り残されてしまった、ということだった。同じことは、著名な偉人である Syakib Arselan によっても、彼の著書『なぜイスラム教徒は取り残され、彼ら以外の人々が先進したのか』の中で説明されている。イスラム教徒はただアラーを讃える聖歌や祈り、形式上の崇拝にだけ心を奪われていて、先進的文化、文明を建設するのにイスラムの教義を真剣に実践することには、心を動かされてこなかったのである。

故 Muhammad Ntsir 氏は60年代の終わりに、旧体制の拘束から解放された後に日本を訪問し、帰国した時に、こんなメッセージを発表している。それは、西洋文明を取り入れる際には日本人をお手本にするように、ということである。彼はインドネシア人に、西洋又は東洋の文明から良いものはすべて取り入れるように求めた。ただし、国家建設それ自体のためによいものであること、そして、インドネシア社会が信奉する価値や生活様式と対立しない限りにおいて、である。どうかこのメッセージが、彼にとって、徳の高い善き行ないとなりますように。アーミン！²

Dr. Rifyal Ka'bah, M.A.

< *Buletin Dakwah* 2003年8月1日号より >

Buletin Dakwah (伝道会報) は1973年に始まり、毎週金曜日に発行されている。

発行者: Dewan Dawah Islamiyah Indonesia Perwakilan Jakarta Raya. (インドネシアイスラム伝道評議会 ジャカルタ代表部)

2 訳者注: イスラム教のお祈りの最後に言う言葉であり、キリスト教のアーメンと同じ意味である。